

○文部科学省告示第九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の施行に伴い、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成二十四年文部科学省告示第百七十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年六月七日

文部科学大臣 柴山 昌彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第二 公立図書館</p> <p>一 市町村立図書館</p> <p>1 管理運営</p> <p>(一) ～ (四) [略]</p> <p>(五) 図書館協議会</p> <p>① 市町村教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあつては、当該市町村の長。以下同じ。）は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>(六) [略]</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p>二 都道府県立図書館</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p>5 職員</p> <p>① 都道府県教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である都道府県の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあつては、当該都道府県の長。）は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の（一）に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>6 [略]</p>
改正前	<p>第二 公立図書館</p> <p>一 市町村立図書館</p> <p>1 管理運営</p> <p>(一) ～ (四) [略]</p> <p>(五) 図書館協議会</p> <p>① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>(六) [略]</p> <p>2 ～ 4 [略]</p> <p>二 都道府県立図書館</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p>5 職員</p> <p>① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の（一）に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。</p> <p>② [略]</p> <p>6 [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。